

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	藪崎 (藪崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の農地は約4.34haあるが、基盤整備が未実施であるため、約0.94haの農地は遊休農地となっている。 ○地区外に転出した農地所有者が多くあり、保全管理にも苦慮している。農業者数も減少しており保全管理も困難になりつつある。 ○将来の農地利用については、今後検討、離農意向の農地が多く、農業者の確保が最大の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農業を担う者が減少しているが、地区内の農業者を確保するよう検討する。 ・地区内の農地を有効利用できるよう区全体で協力する体制を検討する。 ・効率的に農地利用する範囲を再検討する。 ・現在耕作中の農地は、水稻の作付けを中心に今後も継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内農地は原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 ・病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて担い手等へ農地の貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・営農しやすいほ場にするために、畦畔除去を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域の農業者数が減ってきているため、集落営農組織の立ち上げを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
鳥獣対策の金網点検を区民有志で定期的(年2回)実施する。
雑草地帯の草刈りなどにより、鳥獣の侵入を防止する。

⑧農業用施設の維持
耕作者と区民有志により唐木統合井堰用水路の定期的な清掃や保全作業に努める。
耕地内の水路は、引き続き耕作者を中心に水路の維持管理を行う。